

新潟県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第13号

新潟県税規則等の一部を改正する規則

(新潟県税規則の一部改正)

第1条 新潟県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表(第117条関係)			
文書等の名称 (略)	根拠条文	根拠条文	様式
減免申請書	条例第48条第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	条例第48条第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)、第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)、第73条第2項及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の7第2項(回条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の7第2項(回条第1項第3号から第5号までに係る自動車の取得を除く。)、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものを除く。)、第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)及び第94条第2項	(略)

自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条令第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	別記第50号様式の3
自動車取得税及び自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条令第56条の7第2項(同条第1項第6号及び第7号に係る自動車の取得に限る。) 及び第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	別記第50号様式の3の2
自動車税減免申請書(商品中古自動車減免用)	条令第73条第2項	別記第50号様式の4
スタンプ領収による税務出納員領収印(県税領収印)	第46条	(略)
(略)		

第39号様式の2の3 (第117条関係)

<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>納税証明印(領収日付印)のないもの、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示(****)のあるものは、納税証明書としての効力はありません。</p>
--

自動車取得税減免申請書	(略)	(略)
自動車税減免申請書	(略)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書	(略)	(略)
スタンプ領収による税務出納員領収印(県税領収印)	第45条の2	(略)
(略)		

第39号様式の2の3 (第117条関係)

<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>領収日付印のないもの又は無効の表示のあるものは、納税証明書としての効力はありません。</p>
--

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示 (***) のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

(略)

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書

(略)	口座 記号 番号	本税 合計
-----	----------------	----------

(略)

(略)	納付者	延滞金
-----	-----	-----

新潟県原符兼
払込金受領証

(略)	口座 番号	本 税
-----	----------	--------

(略)

合 計	納付者
(略)	(略)

領収証書

(略)

(略)	合計	円
-----	----	---

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

(略)

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書

(略)	口座 番号	税額
-----	----------	----

(略)

(略)	氏名	延滞金
		加算金

新潟県原符兼
払込金受領証

(略)	口座 番号	本 税 額
-----	----------	-------------

(略)

加 算 金	合計金額	納付者	住所氏 名
(略)	(略)	(略)	(略)

領収証書

(略)

(略)	加算金	円
	合計	

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書

(救急自動車等減免用)

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

(略)

住所又は 所在地	住所又は 所在地
氏名又は 名称	氏名又は 名称
住所又は 所在地	住所又は 所在地
氏名又は 名称	氏名又は 名称

税 額	円
-----	---

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	年 月 日
-----	-------

税 額	(年度分)	円
-----	--------	---

(略)

(略)

申請者 住所
氏名

印

(略)

住 所	住 所
氏 名	氏 名
住 所	住 所
氏 名	氏 名

税 目	自動車取得税 (年度分)	円
税 額		

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書

(略)

(略)	明 昭 大 平	年 月 日
-----	------------	-------

税 目	自動車税 (年度分)	円
税 額		

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	年 月 日
-----	-------

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

住 所 〔法人の場合〕 〔所在地〕	住 所 (所在地)
氏 名 〔法人の場合〕 〔名称〕	氏 名 (名称)
個人番号 〔法人の場合〕 〔法人番号〕	個人番号又は 法人番号
住 所 〔法人の場合〕 〔所在地〕	住 所 (所在地)
フリガナ	フリガナ
氏 名 〔法人の場合〕 〔名称〕	氏 名 (名称)
	電 話 番 号

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書

(略)

(略)	明 昭 大 平	年 月 日
-----	------------	-------

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

住 所 (所在地)	住 所 (所在地)
フリガナ	氏 名 (名称)
氏 名 (名称)	電 話 番 号

<p>第95号様式（第117条関係） 自動車税の課税免除承認申請書</p>
(略)
(略)
(略)
②巡回検診車、患者輸送車等
(略)

<p>第95号様式（第117条関係） 自動車税の課税免除承認申請書</p>
(略)
(略)
(略)
②巡回診療車、患者輸送車等
(略)

第2条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。

別記第50号様式の2の次に次の3様式を加える。

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

様	年	月	日					
申請者	住所又は所在地 _____							
	氏名又は名称 _____ (印) (電話 _____ - _____ - _____)							
	個人番号又は法人番号 _____							
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。								
下記について減免されるよう申請します。								
登録(車両)番号	新・新潟・長岡		取得年月日	年	月	日 (新規・移転)		
所有者	住所又は所在地	・申請者に同じ	使用者	住所又は所在地	・申請者に同じ			
	氏名又は名称	・申請者に同じ		氏名又は名称	・申請者に同じ			
減免申請理由	専ら身体障害者等の利用に供する構造変更車のため							
構造変更の内容								
使用目的	特定の身体障害者等の利用に供するもの	身体障害者等(車椅子使用者を含む)	住所					
			氏名		申請者との関係 (リース車等の場合は使用者との関係)			
			生年月日	年	月	日	電話番号	
			手帳所持の有無(有・無) (手帳を所持している場合は右欄を記入してください)	種類	身体障害者・療育・戦傷病者・精神障害者保健福祉			
	障害名							
		障害の程度						
不特定の身体障害者等の利用に供するもの	自動車を使用する事業者	名称及び所在地						
		事業内容						
税 額	(_____ 年度分)					円		

※ 決 定	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき額	円
	承認の理由	新潟県県税条例第72条第1項該当
	不承認の理由	

注 ※印欄は、記入しないこと。

自動車取得税 減免申請書
 自動車税
 (構造変更車減免用)

様	年 月 日				
申請者 住所又は所在地 _____					
氏名又は名称 _____ (印) (電話 _____)					
下記について減免されるよう申請します。					
登録(車両)番号	新・新潟・長岡	取得年月日	年 月 日 (新規・移転)		
所有者	住所又は所在地	・申請者に同じ	住所又は所在地	・申請者に同じ	
	氏名又は名称	・申請者に同じ	氏名又は名称	・申請者に同じ	
減免申請理由		1 専ら身体障害者等の利用に供する構造変更車のため 2 身体障害者等の利用に供する構造変更車のため			
構造変更の内容		本体取得価額 (A)			
		構造変更に必要な費用 (B)			
		取得価額 (A) + (B)			
使用目的	特定の身体障害者等の利用に供するもの	身体障害者等(車椅子使用者を含む)	住所		
			氏名		申請者との関係 (リース車等の場合は使用者との関係)
		生年月日	年 月 日	電話番号	
		(手帳を所持している場合は右欄を記入してください)	種類	身体障害者・療育・戦傷病者・精神障害者保健福祉	
	障害名				
	不特定の身体障害者等の利用に供するもの	自動車を使用する事業者	名称及び所在地		
事業内容					
使用目的欄は、減免申請理由が1に該当する場合に限り記入してください。					
税目	自動車取得税	自動車税 (年度分)			
税額	円	円			

※ 決 定	減免税額	円	円
	差引き納付すべき額	円	円
	承認の理由	新潟県県税条例第56条の7第1項第 号該当	新潟県県税条例第72条第1項該当
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第3条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分に改め、改正部分に存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分に存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車税の環境性能割の賦課</u></p> <p>(5) <u>自動車税の環境性能割の徴収</u>（条例第58条の規定による証紙徴収の方法による徴収に限る。）</p> <p>(6) 証紙徴収の方法により徴収される自動車税の<u>種別割の賦課徴収</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 条例第66条の規定による自動車税の<u>種別割の税率の特例に係る決定及び告示</u></p> <p>示</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(犯則取締り)</p> <p>第6条 法第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、第144条の55、<u>第177条の3、第177条の25、第206条及び第746条第2項の規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。</u></p> <p>(自動車税の<u>種別割</u>の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の<u>種別割の納付通知書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取る</u>ことができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p>	<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車取得税の賦課</u></p> <p>(5) <u>自動車取得税の徴収</u>（条例第56条の2の規定による証紙徴収の方法による徴収に限る。）</p> <p>(6) 証紙徴収の方法により徴収される自動車税の賦課徴収</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 条例第60条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(犯則取締り)</p> <p>第6条 法第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、<u>第140条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第2項の規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。</u></p> <p>(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の納付通知書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p>

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書を除く。）は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書に限る。）について準用する。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を選付する場合は、充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第164条第6項及び第165条第2項の規定による自動車税の環境性能割額及びこれに係る徴収金

(5)・(6) (略)

(証紙の消印)

第44条の2 条例第58条前段、第69条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第58条後段又は第69条第1項後段の規定により払い込み又は納付する徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了す

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書を除く。）は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書に限る。）について準用する。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を選付する場合は、充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第125条第6項及び法第126条第1項の規定による自動車取得税額及びこれに係る徴収金

(5)・(6) (略)

(証紙の消印)

第44条の2 条例第56条の2前段、第63条第1項前段又は第92条の規定により、証紙をちよう付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第56条の2後段又は第63条第1項後段の規定により払い込み又は納付する徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完

る。

(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)

第64条 条例第59条第1項の指定（この条において「取扱者指定」という。）を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。

2～5 (略)

(譲渡担保財産に係る環境性能割の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第164条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除の承認等の通知)

第75条 知事は、法第165条第2項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第63条第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第63条第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(課税免除の承認申請に対する通知)

第78条 知事又は局長は、条例第64条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(種別割の不均一課税承認申請等)

了する。

(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)

第64条 条例第56条の3第1項の指定（この条において「取扱者指定」という。）を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。

2～5 (略)

(譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第125条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の納付義務の免除の承認等の通知)

第75条 知事は、法第126条第1項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第56条の7第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第56条の7第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第57条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(課税免除の承認申請に対する通知)

第78条 知事又は局長は、条例第57条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車税の不均一課税承認申請等)

第79条 条例第67条第2項の規定による申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 賦課期日後において所有することとなつた自動車については、条例第70条第1項の規定による申告書を提出するとき。
- 2 知事又は局長は、条例第67条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(種別割に関する報告)

第80条 条例第71条に規定する報告は、当該報告に係る請求の文書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までにしなければならない。

(中古自動車販売業者に係る自動車税(種別割)減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 種別割の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)
(略)		
自動車税(種別割)納税証明書(一般の場合)	(略)	(略)

第79条 条例第61条第2項の規定による申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 賦課期日後において所有することとなつた自動車については、条例第68条第1項の規定による申告書を提出するとき。
- 2 知事又は局長は、条例第61条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(自動車税に関する報告)

第80条 条例第69条に規定する報告は、当該報告に係る請求の文書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までにしなければならない。

(中古自動車販売業者に係る自動車税減免申請書の添付書類)

第81条 条例第73条第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 自動車税の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)
(略)		
自動車税納税証明書(一般の場合)	(略)	(略)

自動車税(種別割)納税証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明書(一般用)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明書(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税(種別割)納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第48条第2項、第72条第2項(定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第63条第2項(同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車税(環境性能割)減免申請書(救急自動車等減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第3号に係る自動車の取得に限る。)	(略)

自動車税納税証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合)	(略)	(略)
自動車税納税証明書(一般用)	(略)	(略)
自動車税納税証明書(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第48条第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)	条例第56条の7第2項(同条第1項第3号及び第4号に係る自動車の取得に限る。)	(略)

境性能割)の納税義務免除(還付)申請書	(略)
自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書	法第165条第2項
自動車税(種別割)の課税免除承認申請書	条例第64条第2項
自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書	条例第67条第2項
積雪により自動車を運行できない期間の届出書	条例第66条第2項
所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書	条例第71条
(略)	(略)

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税(種別割)
(略)

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書

税の納税義務免除(還付)申請書	(略)
自動車の返還による自動車取得税の納付義務免除(還付)申請書	法第126条第1項
自動車税の課税免除承認申請書	条例第57条第2項
自動車税の不均一課税承認申請書	条例第61条第2項
積雪により自動車を運行できない期間の届出書	条例第60条第2項
所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書	条例第69条
(略)	(略)

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税
(略)

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(略)	自動車税(種別割)	(略)	年 月 日
(略)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(略)	自動車税(種別割)	(略)	年 月 日

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税(種別割)納入

済通知書

(略)

自動車税(種別割)

(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(略)	特別地方消費税・自動車税	(略)	平成 年 月 日
(略)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(略)	特別地方消費税・自動車税	(略)	平成 年 月 日

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書

(略)

自動車税

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割) 減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

新潟県税条例第63条第1項第3号該当

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

新潟県税条例第56条の7第1項第 号該当

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割) 減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

新潟県税条例第63条第1項第3号該当

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

新潟県税条例第56条の7第1項第 号該当

第50号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

新潟県税条例第73条第1項該当

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

新潟県税条例第71条第1項該当

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	<u>自動車税 (環境性能割)</u>	<u>自動車税 (種別割)</u> (年度分)
-----	---------------------	--------------------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車 税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	<u>自動車取得税</u>	<u>自動車税</u> (年度分)
-----	---------------	--------------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

新潟県税条例第63条第1項第 号該当
新潟県税条例第73条第1項 当

(略)

新潟県税条例第63条第1項第 4号該当	新潟県税条例第73条第1項 当
---------------------	-----------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

新潟県税条例第56条の7第1項第 号該当
新潟県税条例第71条第1項 当

(略)

新潟県税条例第56条の7第1項第 5号該当	新潟県税条例第71条第1項 当
-----------------------	-----------------

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)	新潟県税条例第74条第1項該当
-----	-----------------

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)	自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)	(年度分)
-----	-------------	-----------	-------

(略)

新潟県税条例第63条第1項第 号該当	新潟県税条例第74条第1項該 当
-----------------------	---------------------

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

(略)	新潟県税条例第74条の2第1項の規定による商品中古自動車 に該当するため
-----	---

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)	新潟県税条例第72条第1項該当
-----	-----------------

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)	自動車取得税	自動車税(年度分)
-----	--------	-----------

(略)

新潟県税条例第56条の7第1 項第号該当	新潟県税条例第72条第1項該 当
-------------------------	---------------------

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

(略)	新潟県税条例第73条第1項の規定による商品中古自動車に該 当するため
-----	---------------------------------------

(略)
新潟県税条例第74条の2第1項該当
(略)

第92号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書

(略)	(住所又は所在地) (氏名又は名称) ㊦
下記のとおり取得した自動車は、地方税法第164条の規定に該当する譲渡担保財産であることを申告します。	

ご注意

- 1 (略)
- 2 この申告書は、自動車税 (環境性能割) 申告書と同時に提出してください。

(略)

第93号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車税 (環境性能割) の納税義務免除 (還付) 申請書

(略)	(住所又は所在地) (氏名又は名称) ㊦
地方税法第164条の規定により自動車税の環境性能割の納税義務免除 (還付) を申請します。	
(略)	(住所又は所在地) (氏名又は名称)

(略)

(略)
新潟県税条例第73条第1項該当
(略)

第92号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書

(略)	(住所) (氏名) ㊦
下記のとおり取得した自動車は、地方税法第125条の規定に該当する譲渡担保財産であることを申告します。	

ご注意

- 1 (略)
- 2 この申告書は、自動車取得税申告書と同時に提出してください。

(略)

第93号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務免除 (還付) 申請書

(略)	(住所) (氏名) ㊦
地方税法第125条の規定により自動車取得税の納税義務免除 (還付) を申請します。	
(略)	(住所) (氏名)

(略)

第94号様式 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割) の還付申請書

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

㊞

(略)

地方税法第165条の規定により、自動車税の環境性能割の還付を申請します。

(略)

自動車税 (環境性能割) 納付額

住所又は所在地
氏名又は名称

第94号様式 (第117条関係)

自動車税の返還による自動車取得税の納付義務免除 (還付)申請書

(略)

申請者 住所
氏名

㊞

(略)

地方税法第126条の規定により、自動車取得税の納付義務免除 (還付)を申請します。

(略)

自動車取得税納付額

住所
氏名

決

自動車取得税の納付義務を免除

する。
しない。

定

不承認の理由

(略)

第95号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の課税免除承認申請書

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

㊞

(略)

新潟県条例第64条の規定により、下記のとおり課税免除の承認を申請します。

記

(略)

住所又は
所在地

第95号様式 (第117条関係)

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

申請者 住所
氏名

㊞

(略)

新潟県条例第57条の規定により、下記のとおり課税免除の承認を申請します。

記

(略)

住所

氏名又は 名称
住所又は 所在地
氏名又は 名称

条例第64条第1項第2号
条例第64条第1項第3号
条例第64条第1項第4号、規
則第77条第1号
条例第64条第1項第4号、規
則第77条第2号
条例第64条第1項第4号、規
則第77条第3号

(略)

新潟県税条例第64条第1項第 号該当

第96号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

(略) ⑩

新潟県税条例第67条の規定により、下記のとおり不均一課税の承認を申請
します。

記

(略)

住所又は 所在地

氏名
住所
氏名

条例第57条第1項第2号
条例第57条第1項第3号
条例第57条第1項第4号、規
則第77条第1号
条例第57条第1項第4号、規
則第77条第2号
条例第57条第1項第4号、規
則第77条第3号

(略)

新潟県税条例第57条第1項第 号該当

第96号様式 (第117条関係)

自動車税の不均一課税承認申請書

(略)

申請者 住所
氏名

(略) ⑩

新潟県税条例第61条の規定により、下記のとおり不均一課税の承認を申請
します。

記

(略)

住所

氏名又は 名称
住所又は 所在地
氏名又は 名称

(略)

新潟県税条例第67条第1項第 号該当

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を運行できない期間の届出書

(略)

住所又は 所在地
氏名又は 名称
住所又は 所在地
氏名又は 名称

上記のとおり、新潟県税条例第66条第2項の規定により届け出ます。

(略)

(略)

第98号様式 (第117条関係)

所有権留保付自動車の買主の住所 (居所) 等に関する報告書

(略)

新潟県税条例第71条の規定により報告します。

氏名
住所
氏名

(略)

新潟県税条例第61条第1項第 号該当

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を運行できない期間の届出書

(略)

住所
氏名
住所
氏名

上記のとおり、新潟県税条例第60条第2項の規定により届け出ます。

(略)

(略)

第98号様式 (第117条関係)

所有権留保付自動車の買主の住所 (居所) 等に関する報告書

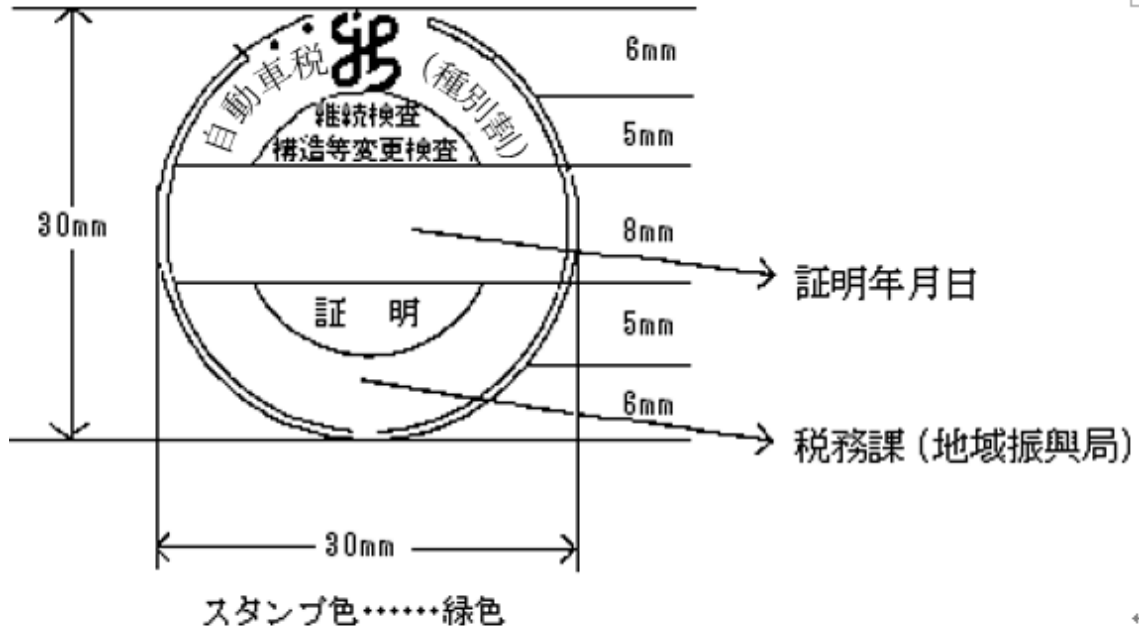
(略)

新潟県税条例第69条の規定により報告します。

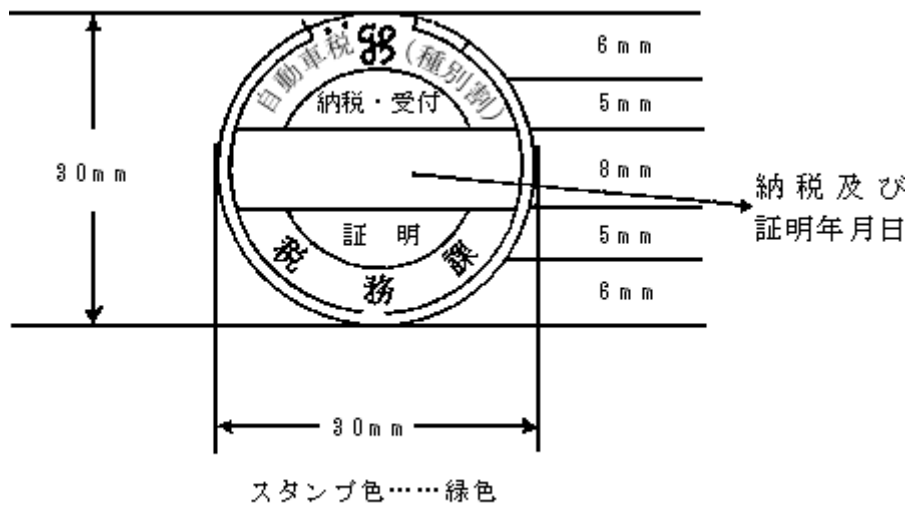
(略) (略) (略)

第4条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。
別記第39号様式の2の5及び別記第39号様式の2の6を次のように改める。

第39号様式の2の5（第117条関係）



第39号様式の2の6（第117条関係）



(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けることができる場合は、駐車場使用者が自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免 (徴収猶予) 申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けていることを証する書類</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免 (徴収猶予) 申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類</p>

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則（平成16年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税（環境性能割）課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3号様式 (第4条関係) 自動車税（環境性能割）課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車税の環境性能割の課税免除を申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(自動車取得税の課税免除の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により自動車取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第122条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車取得税課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3号様式 (第4条関係) 自動車取得税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車取得税の課税免除を申請します。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

